

○広島市附属機関設置条例（抜粋）

昭和 28 年 8 月 18 日

条例第 35 号

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

(昭 40 条例 2・一部改正)

第 2 条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に記載する通りとする。

(昭 40 条例 2・一部改正)

第 3 条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

(昭 40 条例 2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(略)

別表(第 2 条関係)

(昭 40 条例 2・全改、昭 41 条例 43・昭 41 条例 64・昭 42 条例 22・昭 43 条例 27・昭 43 条例 30・昭 43 条例 35・昭 44 条例 30・昭 46 条例 52・昭 46 条例 103・昭 48 条例 124・昭 50 条例 83・昭 51 条例 59・昭 52 条例 9・昭 53 条例 3・昭 54 条例 57・昭 54 条例 8・昭 56 条例 7・昭 59 条例 4・昭 60 条例 9・昭 61 条例 5・平 5 条例 2・平 11 条例 4・平 12 条例 8・平 12 条例 10・平 14 条例 9・平 17 条例 10・平 19 条例 7・平 21 条例 13・一部改正)

附属機関の属する執行機関	附属機関	目的
市長	広島市公文書館運営委員会	市長の諮問に応じ、公文書館の運営に関する重要な事項を調査審議すること。